



2018年5月17日

各 位

会 社 名 東 武 鉄 道 株 式 会 社
 代 表 者 名 取 締 役 社 長 根 津 嘉 澄
 (コード番号 9001 東証第 1 部)
 問 合 せ 先 総 務 法 務 部 課 長 白 鳥 毅
 (TEL. 03 - 5962 - 2067)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2018年5月17日開催の取締役会において、2018年6月22日開催予定の第198期定時株主総会に下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1 変更の理由

当社では、持続的成長と中長期的な企業価値の向上をはかるため、本年4月1日から執行役員制度を導入いたしました。執行役員制度の導入により、執行権限および執行責任の明確化をはかり、代表取締役の指揮監督のもと執行役員が業務執行を行う体制を構築するとともに、取締役会は経営の意思決定および業務執行の監督を主な役割とし、取締役会の機能強化をはかっております。これに伴い、現行定款第13条の一部を変更するものであります。

また、役付取締役につきましては、取締役会の招集権者および議長となり得る取締役会長ならびに最高経営責任者である取締役社長各1名を定めることができるものとし、現行定款第16条を変更するものであります。

2 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の定員) 第13条 本会社の取締役は、 <u>20</u> 名以内とする。 (代表取締役) 第16条 <u>取締役会の決議をもって、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</u> 2 <u>会社を代表する取締役は、取締役会長、取締役社長、取締役副社長および専務取締役とする。</u>	(取締役の定員) 第13条 本会社の取締役は、 <u>15</u> 名以内とする。 (代表取締役および役付取締役) 第16条 <u>会社を代表する取締役は、取締役会の決議をもって選定する。</u> 2 <u>取締役会の決議をもって、取締役会長1名および取締役社長1名を定めることができる。</u>

3 日 程

定款変更のための株主総会開催予定日	2018年6月22日（金曜日）
定款変更の効力発生予定日	2018年6月22日（金曜日）

以 上